

「事業部会」の設置について（案）

平成 28 年 5 月 12 日

1. 趣旨

コンセッション事業を始めとする PPP / PFI 事業を更に推進するためには、案件形成に取り組む地方公共団体、民間事業者等の抱える課題や意向を把握し、今後の議論に活かすことが必要である。

このため、「事業部会」を設置し、専門的な観点から調査審議を実施する。

2. 調査審議項目

案件形成に取り組む地方公共団体、民間事業者等の課題や意向の把握のため、以下の事項を行う。

- (1) コンセッション事業の今後の案件拡大に向け、投資可能性を高めるために必要な取組に関する民間事業者等からの意見聴取及びその取りまとめ
- (2) 複数施設の運営を一括してコンセッション事業化する「バンドリング」等の取組に関する地方公共団体等からの意見聴取及びその取りまとめ
- (3) その他必要な調査審議

3. 調査検討体制

部会に属する委員及び専門委員は、民間資金等活用事業推進委員会令（平成 11 年政令第 280 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、委員長が指名する。

4. 当面のスケジュール

- (1) 平成 28 年夏頃から 数回開催
- (2) 平成 28 年 12 月頃 委員会への報告